

「原発なくそう！九州玄海訴訟」NEWS Vol.12

2015. May



発行元／

「原発なくそう！」

九州玄海訴訟原告団・弁護団



〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10
 ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付
 Tel. 0952-25-3121 Fax. 0952-25-3123
 メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com
 ホームページ http://no-genpatsu.main.jp

第12回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

裁判官をどうやって励ましていくかについて、お話ししたいと思います。

今、最大の争点は、原発の再稼働問題であり、4月14日に高浜原発の差止め仮処分が認められ、同月22日には川内原発仮処分が却下されました。こうした中で、川内では即時抗告が行われ、玄海でも仮処分の申立が準備されています。川内原発の却下決定の理由の末尾には、厳しく規制すべきという世論があれば厳しく規制しても良いという趣旨のことが述べられています。

昨年5月21日、福井地裁の樋口英明裁判長は、本訴で、大飯原発の差止めを認める画期的な判決を下しました。同じ裁判長が、仮処分で高浜原発の差止めを認める決定を出しましたが、原発差止めの判断を別の裁判体ができるのかが争点になっていました。

私たちは、裁判官を選ぶことは出来ません。しかし、裁判官を励まして、原発公害をなくす役割を裁判所に果たしてもらえるよう力添えすることはできますし、そうする必要があります。地裁の裁判官と書記官・事務官を合わせても一ケタの人数です。しかし、その裁判所の下した判断に行政や立法は縛られます。裁判官を励ますことを抜きに、全ての原発を廃炉にしていく道はありません。

したがって、いかにして世論を変え「力のある正義」を実現していくのが今後の闘いの焦点になると思います。

東島弁護士の 第12回口頭弁論 ココがポイント!

(2015年4月24日)



(1) 今年の4月に裁判長及び右陪席裁判官の2名が交替しました。新しい裁判官にこの裁判のポイントを早くかつ正確に理解してもらうため、今までの原告側の主張のポイントを述べました(更新弁論)。①総論的主張、②フクシマの被害を繰り返さないために被害の総体を把握すること、③新規基準は操業のための基準であって安全のための基準ではないこと、④過酷事故時に30キロ圏外に避難するだけでなく、避難先での被害を避ける、帰還する場合の被害を避けること全体について実効性がなければならないことの4点について述べました(詳細は6～11ページ)。

(2) さらに、昨年5月の大飯原発福井地裁判決についての九電の批判に対し、反論の準備書面24を提出し、福井訴訟弁護団の佐藤団長が口頭で説明しました。判決の意義として、①司法の独立性の確認、②フクシマ原発事故を踏まえた枠組みの構築を成し遂げたことを述べました。

(3) 日弁連元会長の宇都宮健児さんと福島県飯館村の酪農家・長谷川健一さんが意見陳述しました。2～5ページに全文掲載しています。

(4) 九電は、今後の進行として、3・4号機の関係で地震の主張を次回までに全部出せるか分からないが出すと述べました。九電の主張を早期に全体的に明確にするよう原告側から主張しましたが、それ以上は明言しませんでした。



13回目の追加提訴で原告総数は9,126名となりました。1万人まであと一息です。

目次 CONTENTS

口頭弁論を終えて	1
ココがポイント	1
意見陳述	2～5
宇都宮健児氏／長谷川健一氏	
更新弁論について	6～11
傍聴しての感想	12
「再稼働ありき」の2030年	
電源構成比率	12

広げてください! 1万人まであと800人です! ☆あなたのご家族・友人、知人を原告に。委任状と申込書はホームページ(<http://no-genpatsu.main.jp>)からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

意見 陳述書

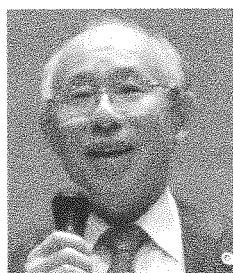
原告 宇都宮 健児 氏
原告 長谷川 健一 氏



メートプラザ佐賀で模擬法廷と報告集会(写真)を行いました。
(4月24日)

□ 原告

宇都宮 健児 氏
(日弁連元会長・弁護士)



1. 私は現在東京で弁護士をしている原告の宇都宮健児です。

小学校3年生から大分の国東半島で、中学・高校は母の出身地である熊本で過ごし、九州と縁のある人間です。

弁護士になった1970年代、私は被害が続出していたクレジット・サラ金問題に取り組むようになり、被害者の声に突き動かされて多重債務被害をなくすため貸金業法の制定等の立法活動を行ってきました。そして、2010年4月から2年間、日本の弁護士全員が所属する日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）の会長を務めました。

2. 会長在任中の2011年3月に東日本大震災と福島原発事故が発生しました。即日、対策本部を設置し、被災者の声を聞くため、3月末から宮城・岩手・福島の被災地や避難所、地方自治体、弁護士会等を県ごとに分けて3回訪問しました。当時は東北新幹線が止まっていたので、飛行機やバス等乗り継いで行くのですが、大きな余震のため何度もバスがストップしていました。

津波の被災現場では、まるで空襲のあとのように、家屋や自動車、漁船等あらゆるものが流され、根こそぎな

ぎ倒された松の巨木が散乱していました。それでも、宮城と岩手の被災地では、仮設住宅が少しずつ建て始められていました。

しかしながら、同じ被災地であっても、福島では、原発事故のため、多くの県民が故郷を追われ、自宅に戻るめどすら立たずに放射性物質による汚染に怯える不安な生活を送っていました。「今日は〇〇シーベルトだったね」が福島の人たちの挨拶となっていました。家族のうち、子どもたちは母親と学校の移転先で生活し、父親は会社の移転先、祖父母は役場機能の移転先へ離散した話は山ほどありました。

福島県弁護士会館で会議をしていたとき、震度6の大きな余震があり棚から書類等が多数落ちてきているのに、福島の弁護士たちは一斉に「原発は大丈夫か!」「すぐテレビをつけて!」と叫んでいて、いかに日常的に原発事故のことを気にして生活していたかよく分かりました。

日弁連では、震災直後から被災者には電話や面談での無料法律相談を行う体制を作り、私が会長の任期を終えるまでの1年余りで、無料法律相談は、3万7000件を超えました。

そして、法律相談の中から浮き彫りになってきた問題を解決するため、2012年3月末までに109本の意見書や会長声明を発表し、原発ADRや「子ども・被災者支援法」につながった原発事故被害者特別援護法等、積極的な立法・政策提言を行いました。

3. 私は、日弁連会長として原発事故被害者の支援活動にあたる中で感じた、原発事故被害者の苦しみ、悲

しみ、原発事故被害の深刻さ、甚大さに突き動かされ、「脱原発」が必要と考えました。

そこで、私は日弁連会長の任期を終えた2012年の12月と2014年2月に行われた東京都知事選に出馬し、2回とも「脱原発」を基本政策の一つに掲げて闘いました。

何故東京都知事選で脱原発が争点になるのか。

福島原発で発電された電力は、福島県では全く消費されていません。福島原発で発電された最大の消費地が東京なのです。また東京都は福島原発を運営している東京電力の主要株主でもあります。東京都が東京電力の株主総会で福島第2原発や柏崎刈羽原発の廃炉を株主総会で訴え、東京都から脱原発を発信することで、全国の自治体や国の原発政策にも大きな影響を与えることができるのです。

東京都江東区の公務員宿舎東雲住宅では、福島から避難してきた約1000人が生活をしています。この住宅前で、「東京都や東京都民には、福島原発事故の被害者を最大限に支援する政治的、道義的な責任があります。私は福島原発事故と被害者の皆さんのことを決して忘れてはならないと考えています」と訴えかけると、涙を浮かべていた避難者のことが心に残っています。

4. 今回の福島原発事故の責任は、原発の安全神話をふりまき推進してきた電力会社と官僚、政治家、学者、メディア、「電官政学報」の「ペンタゴン」のほか、司法にも大きな責任があると思います。

司法の役割は、三権分立のもとで、憲法が保障する国民・市民の基本的な人権を守るという視点から、行政と立法をチェックするところにあります。ところが、事故以前の数多くの原発訴訟で国民・市民の基本的な人権を守るために住民側を勝訴させたのは、2003年名古屋高裁金沢支部判決と2006年金沢地裁判決のみですが、いずれも控訴審、上告審で逆転敗訴しています。

もし、最高裁が1件でも原発の運転を差し止め、住民側勝訴の判決を出していたら、今回の福島原発事故を防げたかもしれません。

福島原発事故を受けて、2022年末までに原子力発電所を全廃する決断をしたドイツですが、1998年に、連邦行政最高裁判所が原発稼働の差し止めを認める判決を出しています。当時70億マルクを投じて完成したミュルハイム・ケルリヒ原発について、ドイツは地震が少な

いにもかかわらず、「国が安全審査において過去の地震のリスクを適切に評価していない」との下級審判決を是認したのです。この最高裁の判断が、その後のドイツの脱原発政策につながっていったのです。

関西電力大飯原発3、4号機の差止めを命じた昨年5月21日の福井地方裁判所の判決及び今年4月14日の関西電力高浜原発3、4号機の再稼働を認めない福井地方裁判所の仮処分決定は、正に司法本来の役割を果たした判決・決定だと思います。

二度と福島原発事故のような深刻かつ甚大な被害を発生させないために、被害者の声をよく聞いて、佐賀地方裁判所が福井地方裁判所に続き、司法本来の役割を果たされるよう、強く望みます。



意見陳述者の宇都宮健児さん(右から2人目)、長谷川健一さん(右から3人目)と一緒に佐賀地裁までアピールウォークしました(4月24日)

□ 原告

長谷川 健一氏
(飯舘村の酪農家)

1 はじめに

私は、福島県の飯舘村で酪農をしていました長谷川健一と申します。

飯舘村は、2011年3月の福島第一原発事故の後、大量の放射性物質が飛散してきていたにも関わらず、その情報が公にされなかったことから避難が遅れ、多くの人が福島県内最大の被ばくを受けたことで、非常にニュースになった村です。私は、2011年8月、飯舘村から隣の伊達市まで避難をし、いまでも仮設住宅での避難生活が続いています。

私は酪農家ですが、今、一頭の牛も持ちません。牛は事故当時約50頭いましたが、原発事故のあと、12頭を殺処分し、残りは県内の酪農家に売ることになったからです。

原発事故の前、我が家では長男が酪農を継ぐと言ってくれ、規模を広げつつありました。私たち夫婦は、それがとても嬉しく、将来は長男を支えながらのんびりと野菜作りでもして暮らしていく計画を立てていました。

しかし、事故によりそれは叶わなくなりました。

今日は、原発事故の後、放射能で汚染された飯舘村で何が起こったのかを知っていただきたいと思います。そして、ふたたび原発事故がおこれば、この佐賀の土地でも同じことが起こるのだと、理解していただきたいと思います。

2 飯舘村の酪農業の終わり

私は、飯舘村の農家に生まれ、23才の時に結婚したのと同時に酪農の道に飛び込みました。以来、事故までの35年近く、飯舘村に住み、酪農業を営んできました。

飯舘村は、福島第一原発から30キロから50キロの位置にあります。3月11日、福島第一原発事故が起こった時、私たち飯舘村の住民は、地震で避難してきた人たちのために炊き出しを行ったりしていました。原発から3キロ、10キロと避難指示が広がっても、まさか飯舘村は大丈夫だろうと思っていました。

ですが、14日、村役場の職員が放射線の線量計の値が毎時40 μ Svを超えていることをこっそりと教えてくれました。私は、そのことを避難してきた人々と村の人々

に伝え、子どもたちを避難させましたが、多くの村民はそのまま村に残りました。

19日には、飯舘村で搾った牛乳から暫定規制値の16倍以上の放射性ヨウ素が検出され、飯舘村の牛乳はこの日を境に出荷できなくなりました。私たち酪農家は、この日以降、飲むことができなくなった搾りたての牛乳を畑に捨て続けていくことになりました。この時の屈辱感とむなしさ、憤りは忘れることができません。

収入もなくなりますので、牛も、餌を十分に与えられずにやせ細っていきました。

そして、飯舘村が計画的避難区域に指定された4月11日の3日後、県の酪農業組合から、「今後、飯舘村の牛乳は集荷しない」と言われました。飯舘村の酪農業は死刑宣告をされたのです。

このまま飯舘村で酪農をすることはできない。かといって、収入がない私たちに牛をそのまま生かし続けることもできない、加えて飯舘村の牛はその当時、移動することが禁止されていたということで、私たち飯舘村の酪農家は「酪農休止」の決断をし、牛を処分する決断をしました。酪農仲間で順番を決め、数頭ずつ順番に処分していくのです。

私は牛を処分に出す現場にすべて立ち会いました。夫婦そろって牛を見送っていた家では、牛を乗せたトラックが発車しようとする、奥さんが突然荷台にしがみつき、「ごめんよ、ごめんよ」と言って泣くのです。そして奥さんは、走り去っていくトラックを、悲鳴のような叫び声を上げながらよろよろとした足取りで追いかけていこうとするのです。

酪農家にとって、牛は単なる産業家畜ではありません。これまで一緒に生活してきた家族です。朝から晩まで一緒に居た家族を、殺さなくてはならないのです。「事故がなければこんなことにはならなかったのに」と怒りと不条理とで胸がいっぱいでした。そして、「こんなとんでもないことはこれを最後にしなきゃなんねえ」と心の中で叫びました。

その後、何とか牛の移動制限が解除され、他の地域の酪農家に売ること、生き残った牛の命を長らえることができました。

そして、6月6日、飯舘村から乳牛はすべていなくなりました。

3 仲間の自殺

ですが、その約1週間後、さらにショックな出来事が起こりました。相馬市の酪農仲間が自殺したとの連絡が私の下に入ったのです。彼は、新築したばかりの堆肥

舎の壁に、白いチョークで「遺書」を書き、首を吊ってなくなっていました。

相馬市は、牛乳の出荷制限を受けていたものの「計画的避難区域」にも指定されておらず、政府の救済策から完全に取り残されていたのです。彼は、そんななか、堆肥舎の建築費用を自分の生命保険金で支払うようにと書き残し、妻と子ども2人に謝罪の言葉を書き、亡くなっていきました。

原発事故がなければ、彼は、それまでとおり酪農を続け、奥さんと子ども2人と一緒に生きていたはずですが。原発事故が、彼の命を奪ったのです。

そして、佐賀で玄海原発が事故を起こせば、また同じことが佐賀で起こるのです。

4 ふるさとの喪失

現在、飯館村では国直轄による除染が行われています。ですが、その除染とは、屋根の瓦を一枚一枚ペーパータオルで拭きとったり、土地の表面を削って汚染されていない土をかぶせたりすることです。そして、山の除染は行いません。

かぶせた土の下には、汚染された土があります。ほぎ取った土は、集めて脇に置いておくだけです。何度、除染を繰り返すのでしょうか、いつになったら除染は終わるのでしょうか。村民は、いつ故郷に戻れるのでしょうか。戻ったとしてもあんなに汚染された村で何ができるのでしょうか。

私自身、将来、飯館村に帰ったとしても、放射能で

汚染された土地の上で牛を育て、その牛から絞った牛乳を人に飲んでもらおうとは思えません。野菜も作れません。生活を立て直そうにも、その術は奪われました。そして、事故から時間がたてばたつほど、若者や子どもは村に帰ってきません。若者・子どもが戻らない村は消滅に向かうしかありません。

私たちは故郷と、そこで子子孫孫と続くはずだった未来を失ったのです。

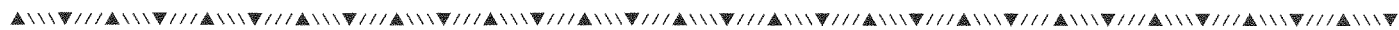
そして、それは、私たち飯館村に住んでいた人々だけではなく、飯館村から巣立っていったすべての人々が、帰るべき故郷を失ったのです。

事故から4年、今年、私と長男は、とうとう飯館村で酪農を再開することをあきらめて、牛舎を取り壊すことにしました。

5 さいごに

今、私たちを仮設住宅に押し込めたまま、世間が事故のことを忘れ去っていつているのを感じます。全国で講演をしていると、私の話に対して「テレビや新聞を見ていて、事故は終わったことのように思っていました」という感想をよく聞きます。そして、国は、「除染をしたから福島はもう大丈夫」と思わせて事故を矮小化し、原発の再稼働をすすめています。

ですが、事故はまだ終わっていません。私たちはまだ避難し続けているのです。そして、原発を再稼働すれば、事故はまた必ず起きます。どうか、私たちのような原発難民を二度と作らないでほしいと思います。



1万人原告に向けて、この運動が始まった初期の頃作っていた三つ折りリーフレットをリニューアル！佐賀版と福岡版の2種類を作成しました。当面株主総会までに1万人を目指します。街頭宣伝や集会等での配布、団体訪問などでご活用ください。必要な方はご連絡いただければ、お送りいたします。

更新弁論

今春、人事異動のため、裁判官3人のうち2人（傍聴席からみて、中央と左に座っている裁判官）が交代しました。

新しく来た裁判官は、この裁判の記録を一から読み、原告や被告の言い分を頭の中に入れていくことになり、記録の量は棚1つ分ほどの膨大な量になっていますので、裁判官も大変な作業です。

そこで、原告らは、新しく来た裁判官に早く事案の内容をわかってもらうために、これまで主張してきたことのポイントを口頭で説明しました。これを、更新弁論といいます。今回、原告は、①裁判の概要と目的、②フクシマの被害を明らかにすることの重要性と本件訴訟における法的位置づけ、③新規制基準の不合理性、④避難計画の不合理性を更新弁論で説明しました。

① 総論

板井 優 弁護士(共同代表)

1 本日の第12回口頭弁論での弁論更新にあたり、私も原告の訴訟活動の主だった点について次の通り弁論更新の陳述を致します。

私たちの更新弁論は、①弁論の総論的主張、②福島での被害を繰り返さないために被害の総体を把握すること、③新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないこと、④福井地裁の大飯原発差し止め判決は当然の判決であり、これを批判する九電の主張に反論すること、⑤避難計画は、事故があって避難するだけでなく故郷に無事帰還するまでが避難計画であることを述べる予定です。その内、④の福井地裁関係は、福井弁護団の佐藤辰也弁護団長に復代理人の立場から弁論をして貰うものです。

私は、その中の①弁論の総論的主張を行います。残りの弁論の要旨は、後ほどそれぞれの代理人が更新弁論を行います。

2 まず、「原発なくそう!九州玄海訴訟」の概要について、お話いたします。

福島原発被害発生翌年である2012年1月31日、「原発なくそう!九州玄海訴訟」の第一陣原告1704人が、九州電力玄海原子力発電所4基の原子炉の操業の差し止めを求めて、原発推進政策を進める国と九州電力を被告に、御庁に裁判を提起しました。

そして、現在、去る3月26日の第13陣提訴で、原告数は9126名で歴史上最多数の原発訴訟です（原告は、国内47都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・スイスに在住しています）。

私どもの裁判は、原告は九州の北部佐賀・福岡・長崎と中部大分・熊本を中心に、代理人もそれらの地域をはじめとする九州を中心とする弁護士で構成されています。

そして、鹿児島地裁に係続しています「原発なくそう!九州川内訴訟」とは兄弟訴訟となっています。

ところで、私どもは、法廷には入れない原告および代理

人らには別に模擬法廷を開催しています。

この裁判では、一万人原告を目指すという経緯もあり、追加提訴をした原告2名について15分間で意見陳述をすることで訴訟当事者全ての合意を得ているところです。

3 2011年3月11日からの東京電力福島第一原子力発電所事故については、原告はもちろん私たち代理人にとっても大変な驚きでした。おそらく、私たち原告と相對する被告国の指定代理人、及び九州電力代理人にとっても同じ思いではなかったかと思えます。さらに言えば、新しく構成された裁判官におかれても同じ思いではなかったでしょうか。

その意味では、この場にいる私たちは、福島原発事故世代であると言っても過言ではないでしょう。

私たちの主だった主張の第一点は、福島での原発被害を繰り返さないために被害の総体を把握することにあります。

この原発事故は、私が弁護士として17年と8ヶ月にわたって担当した九州熊本の水俣病という公害病とは異なって、まさに半永久的かつ壊滅的打撃、想像を絶する被害をこの地域に与えています。まさに、戦争公害に勝るとも劣らない公害被害であります。すなわち、その意味では、絶対に起こしてはならない原発公害被害であるといえます。

私どもは、福島原発公害被害を明らかにする上で、加害の構造を問題に致しました。なぜ、東京などの大都市から遠く離れた福島に原発をつくったのか、まさにそれが加害の構造なのです。

確かに原発を作ったときは、福島への被害は東京に及ばないと、当時、原発をつくった人たちは考えたのであろうと思えます。

しかし、この事故では、現実には、東京も含むかなりの地域が極めて危険な状態でした。これが、原発被害です。しかも、ある研究者の見解では、放射能に含まれるセシウム137の85%は偏西風に乗り太平洋と北米大陸に飛んでいったのですが、15%のセシウムが下を吹く季節風に乗り、50 km 圏内にある立地自治体でもない飯館村にも

襲いかかりました。現在全村避難となっている飯館村は被害自治体なのです。

私どもは、この玄海原発の付近から年に4回風船プロジェクトをしました。遠くは、偏西風に乗って554km離れた奈良県に落下しました。

そして、その下を吹く季節風に乗った風船は、阿蘇山を始めとする北部・中部九州に落ちました。

これは、原発銀座といわれる福井県でも同じ状況だと思えます。この次の原発事故ではまさにわが国自体が壊滅する危険があるので。

福島では現時点でも12万人を超える人たちが故郷に戻れない現実があります。

現在、立地自治体だけが原発立地の同意権があると国と電力会社は思っているようですが、私たちは、被害を受ける可能性のある全ての被害自治体・住民、さらには全国民が原発立地・再稼働についての同意権があると考えています。

4 次に、私たちの主だった主張は、新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないということです。

まず、行政が定める規制基準とは何でしょうか。かつて、規制基準は安全基準と同視され、原発の安全神話と深く結びついていました。しかし、例えば、チツソは当時の水道法による水銀の基準を満たしていましたが、水俣病は発生しました。福島の東電第一原子力発電所も造る当時の基準をクリアしました。しかし、原発事故は発生したのです。

事実、田中俊一原子力規制委員会委員長は、新規制基準をパスしたからといって、安全だということではないと述べています。要するに、新規制基準も含め、およそ規制基準は、操業のための基準に過ぎません。

私たちは、この点を明確に掴んでおく必要があります。

その余の点は、更新弁論をする担当者に譲りたいと思います。

5 次に、私たちは、福井地裁の大飯原発差し止め判決は当然の判決であり、これを批判する九電の主張に反論をしてきました。

今、福島での深刻広汎な原発公害を再び繰り返さないために福井地方裁判所は歴史的な判断を下しました。まさに、理性の声であります。

本日は、この点について、この判決を勝ち取った代理人による意見を述べ弁論更新をするものです。

6 最後に、私たちは、避難計画とは、原発事故があって避難するだけでなく再び故郷に無事帰還するまでが避難計画であることと主張しています。

しかし、果たして、原発事故で避難計画が作れるのでしょうか。まさに最大の避難計画とは、原発を廃炉にすることではないでしょうか。

7 本件訴訟と裁判所の役割

アメリカに初めて原発が登場したのは1957年とされています。わが国で原発が登場したのは1963年の動力試験炉の運転開始です。商業用原子炉発電は1966年からです。原子炉は安全である、人体に影響を与える放射線が外に漏れることはない、というのが原発を運用してきた側の意見でした。

しかし、炉心溶融（メルトダウン）事故が起こったのは、1979年のアメリカ・スリーマイル島原子力発電所事故、1986年のソビエト・チェルノブイリ原子力発電所事故、2011年の日本・福島原子力発電所事故などが上げられます。

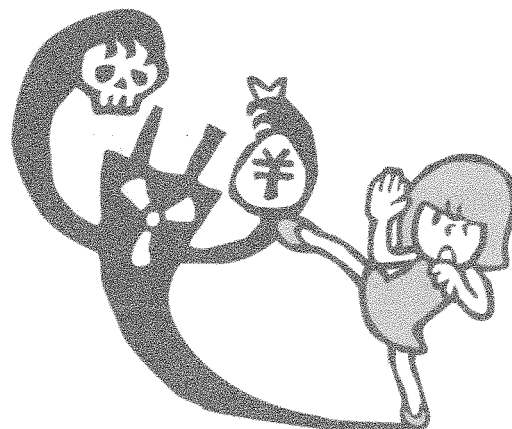
アメリカでの原発操業から福島事故まで54年です。その中で3回ですから平均すると18年に1回です。私の人生で3回もメルトダウンが起きています。これが事実です。

このように危険なものの操業を許すことは絶対にあってはならないはずで、全ての原発は存在するだけで危険であることは福島の事故を見れば明らかです。そうした立場から、原発が安全であるとする被告らがその根拠を明らかにする主張・立証をすべきだと思います。

私たちは、裁判所での勝訴判決をテコに、さらに国民世論を大きく広げ、全ての原発を廃炉にする法律を策定させ、全面的な解決を図っていく決意です。

私は、かつて判決確定後のハンセン病弁護士と法務省との協議で、大臣官房長の「今回の小泉首相の控訴断念は明治以来の司法の快挙である」という発言を聞きました。私は、全国の裁判所がこの問題を解決できる勝訴判決を出して貰い、私たちは国民世論の中にこれを大きく広げて脱原発を実現していきたいと思っています。司法の理性を、国民世論に広げ、これを立法化する「力のある正義」を実現していくことがこの問題を解決していく道筋です。

私どもとしては、裁判所がこうした立場から本件訴訟を審理して頂きたいと切に願っているものです。



No Nuke, Yes Life!

2 被害とそれを論ずる意味 池永 修 弁護士

1 原発がもたらす被害と本件訴訟において被害を論ずる意味について更新弁論を行います。

2 昨年(2014年)5月、福井地方裁判所は、半径250km圏内の住民との関係で大飯原発の再稼働を差し止める判決を下しました。

また、昨年10月には、大津地方裁判所が、高浜原発の差し止めをめぐる仮処分において、結論的には住民敗訴ではありますが、保全の必要性の判断において、耐震設計の不合理性、避難計画の不備等を具体的に指摘し、現状での再稼働はあり得ないとの見方を示しました。

そして本年(2015年)4月14日、福井地方裁判所は、高浜原発についても再稼働を差し止める仮処分決定を下しました。

原子力施設がずらりと立ち並び原発銀座とも呼称される地域において、このような司法判断が立て続けに下される流れは、福島第一原発事故以前には考えられなかったことです。

そして、これら一連の司法判断は、圧倒的な市民の賛同を得ています。福島第一原発事故の直後こそ、電気不足への不安から将来的には原発から脱却するということでもしか一致できなかった民意は、原発が止まったままでも電気が足りることが実証された今日では、多少の電気料金値上げの負担を甘受してでも原発からの即時脱却を望むという声が多数派を形成するまでになっています。

福島第一原発事故を経て、これほどまでに我が国の原発をめぐる情勢が一変した理由は、裁判官をはじめ、私たち国民のひとりひとりが、原発がもたらすさまざまな被害を目の当たりにしたからにはほかありません。

原発を稼働しなくても電気が足りる、このことが分かってしまった以上、これほどまでの被害をもたらす危険が僅かでもあるのであれば原発などいらない、国民がそう考えるのは至極当然のことであり、極めて冷静かつ合理的な判断であるといえます。

3 私たちは、被害論の総論として準備書面3を提出し、原発をもたらす被害を、被害をもたらす加害の構造に着目して述べました。

準備書面6では、かかる加害の構造に着目しつつ、原発がもたらす被害の全体像を鳥瞰し、そのうち主要なものを、準備書面16の1乃至9で詳述しています。

また、準備書面18において汚染水問題を、準備書面22において避難の問題を取り上げ、福島第一原発事故後に顕在化した被害を都度主張しています。

このように、私たちは、原発がもたらす被害の総体をこの裁判で明らかにすることを大きな課題として掲げてきました。

それは、原発がもたらす被害の総体を正しく把握すること、それが司法判断として原発の是非を判断するうえでも、何より重要なことであると考えているからです。

4 原発がもたらす被害として最大かつ最悪のものは、いうまでもなく過酷事故がもたらす被害です。

福島第一原発事故は、一民間企業が、原発という危険な技術を用いた営利目的の事業活動によって、極めて広範囲にわたる自然環境とその土地に根ざした地域社会を半永久的かつ壊滅的に破壊するに至った史上最大、最悪の環境汚染事件、産業公害事件です。最高裁も、福島第一原発事故が起こる以前から、原発の過酷事故は「万が一」にも起こってはならないと述べていましたが、その「万が一」は現実にかかるのだということを、私たちは最悪の形で知ることになりました。

しかし、私たちが目の当たりにしてものが福島第一原発事故の被害の極々一部に過ぎないことは、戦後70年を経ても広がりを見せる広島長崎の原爆症の例、チェルノブイリ原発事故後の健康影響の例などを見るだけでも自明のことですが、そのような人の生命、身体、健康に対する最悪の被害のほかにも、福島第一原発事故がもたらした被害は、人が生活をして行くために必要な自然的環境、社会的、経済的環境、我が国の国家経済にまで公汎な被害を及ぼしており、その全体像を把握することは容易ではありません。

私たちは、このような原発がもたらす被害の総体を把握するための試みとして、被害論の総論として準備書面3を提出し、被害をもたらす加害の構造に迫りました。そこで、私たちは、①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的な公害企業性、④徹底した情報の隠蔽、⑤地域支配という5つの視点を挙げましたが、原発を推進してきた被告国と電力会社或いはその背後にいる財界が、福島第一原発事故が起る以前から、何を目的として、どのような手段を用いて、原発という危険極まりない嫌悪施設を地域に押し付け、その地域社会を蹂躪してきたかを理解することによって初めて、福島第一原発事故後に、福島や、真実は福島と同じように放射性物質で汚染された関東を含む東日本一円で繰り広げられてきた名ばかりの避難政策や復興政策、これにより隠され切り捨てられて今も拡大、増幅している被害の総体を正しく把握することが可能になると考えたからです。

準備書面6では、このような加害の構造に着目しつつ、被害の総体の把握を試みており、これに続く準備書面16では、そのうち主要なものについて掘り下げた検討を加えています。

福島第一原発事故により、関東を含む東日本一円の広大な国土が放射性物質によって半永久的に汚染されました。

事故から4年が経過した今でもなお12万人を超える市民が郷里を離れて避難生活を強いられており、これだけをみても桁違いの公害事件であると言えますが、汚染されたのは被告国が避難区域として線引きした福島の中のごく限られた地域だけではなく、今も数百万とも数千万ともいふべき膨大な市民が放射性物質に汚染された地域で生活しており、その一方で、補足すらされていないおびただしい区域外避難者が孤立無援の避難生活を強いられている

という我が国の異常な現実を直視する必要があります。

放射線被ばくの晩発的な影響に閾値がないことはICRPですら認めており、すでに福島では多くの子どもたちに甲状腺がんだけでなく代謝異常などの様々な健康上の問題点が指摘されています。にもかかわらず、福島第一原発事故から4年が経過し、復興の美名のもと、賠償金打ち切りの恫喝によって、多くの避難者が汚染地域に帰還しているという恐るべき現実を直視しなければなりません。

また、放射性物質に汚染された地域では、どれだけ名ばかりの復興政策で取り繕おうとも、長い歴史のなかで育まれてきた伝統や生活様式、経済活動、そして地域社会そのものが壊滅的に破壊されており、被告国や東京電力による被害の線引きや放射線被ばくに対する認識の格差等に起因する住民間の軋轢も深刻です。

国家経済に眼を向けると、福島第一原発の廃炉や汚染地域の除染、損害賠償等に要する費用は、被告国の試算でも10兆円を超えるとされており、それでもなお過小評価であって、例えば福島県全域を年間1 mSv未滿まで原状回復するならば、それだけでも数百兆円という桁違いの費用を要すると言われています。このような費用負担も、結局は、電気料金や税金として国民に転嫁されることになります。

福島第一原発では、今もなお、メルトスルーしてどこにあるのかも分からないむき出しの核燃料が日々大量の放射性物質を放出し続けており、行き場のないまま日々たまり続ける汚染水の海への漏出も後を絶ちません。

もはや福島第一原発事故の被害は、加害者と被害者の線引きもできないほどに広がりを見せており、加害者である東京電力は瞬間に実質国有化され、我が国そのものが国家としての存立の危機に曝されているのです。

5 次に本件訴訟における被害の位置づけについて述べます。

これまで述べたような福島第一原発事故のすさまじい被害を目の当たりにし、私たち法律家は、この原発の問題をどのように理解し、判断すべきなのでしょうか。

福島第一原発事故の後、もはや被告国も電力各社も、原発が絶対安全であるなどとは主張できなくなりました。原発が過酷事故を起こす危険があることについては、もはや争いのない事実になっており、原発が絶対安全だと信じられていた時代の過酷事故の危険性をめぐる科学技術論争は、もはや意味を失っていると言えます。

過酷事故の危険性が、具体的危険性であるか、抽象的危険性であるかという議論は、あまりに非科学的な言葉上の問題に過ぎないのであって、過酷事故の危険性はあるのだという厳然たる事実、過酷事故がもたらす被害を直視した議論がなされなければなりません。

また、福井地裁判決等によって指摘された技術的欠陥が治癒されない場合に原発の稼働など許されないことは当然のこととして、そもそも原発は、過酷事故が起きなくても、一定の放射性物質を自然界に放出し続け、処分方法も定まらない放射性廃棄物を大量に生成し、将来の世代に償いきれない負の遺産を残し続けています。原発で働く労

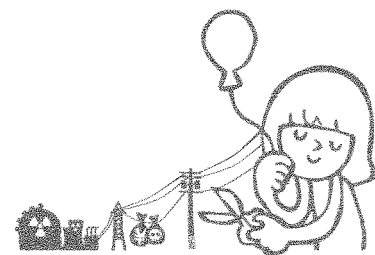
働者は使い捨てにされ、原発周辺の住民に健康影響が出ているという報告も国内外を問わず存在しています。過酷事故の具体的危険性があるかどうかという議論に終始して原発の是非を論ずることは、原発の抱える問題点を矮小化した議論であると言わざるを得ません。

私たちは、原発の是非をめぐる法的判断は、過酷事故の危険性が存在するという前提に、原発がもたらす被害の総体を正しく把握し、それでもなお原発を温存させることが許されるのか、それだけの優越的価値が存在するかを冷静にかつ総合的に検証されるものでなければならぬと考えています。

そして、福島第一原発事故の被害を目の当たりにした私たち福島世代の法律家が到達すべき結論は、原発を廃炉にするという結論に到達せざるを得ないのであって、それは、過酷事故が「万が一」にもあってはならないとした最高裁判決の当然の帰結でもあります。

全国の原発が停止して3年、すでに我が国の国民は原発に依存しない生活を確立しており、電力会社ですら原発を稼働しなくても黒字を計上できるようになっています。このような情勢の中で、電力会社が更なる経済的利益を追求するためだけに無責任に原発を再稼働することなど、もはや圧倒的多数の国民は望んでいません。

貴裁判所が、原発がもたらす全ての被害を正面から受け止め、原発と決別する歴史的な判決を下されることを国民のひとりとして切望し、私の更新弁論を終えます。以上



3 新規制基準に関する弁論 吉田星一 弁護士

新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないこと

1 私たちがこの訴訟において一貫して強調してきたこと、それは、新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないということです。私たちはこのことを準備書面12及び17において主張してきました。

2 そもそも国が定める基準とはどういうものなのでしょうか。その答えはこれまでの公害の歴史が教えてくれています。チソが当時の水道法による水銀の基準を満たしていたにも関わらず水俣病が発生したということもその一例です。国の基準を守っていても被害は発生するのです。

3 このことは当然ながら原発についてもあてはまります。
3.11事故以前、国が定めた「安全基準」なるものによ

って、原発の「安全神話」が構築されてきました。そして、過去の原発訴訟において、裁判所もこれを追認してきました。

しかし、3.11事故が発生し、「安全神話」は神話に過ぎなかったことが明らかになりました。事故によって、「安全基準」とは、原発の安全性を担保するものではなく、原発を操業するために策定された、『ためにする基準』に過ぎなかったということが実証されてしまったのです。

4 3.11事故を受けて、国は従前の「安全基準」を見直し、新たに「新規制基準」というものを策定しました。そして今、この「新規制基準」に適合する原発を再稼働させようとしています。玄海原発も当然それに含まれています。

しかし、新規制基準には数多くの問題点が存在しています。それらの個別の問題点についてここでは触れませんが、「新規制基準」も従前の「安全基準」と同様に、原発再稼働を目的とした『ためにする基準』に過ぎないのです。そのような『ためにする基準』にすぎない「新規制基準」では、到底、原発の安全性を担保することはできません。

新規制基準が原発の安全性を担保するものではないことは、原子力規制委員会の田中俊一委員長も認めています。たとえば、2013年(平成25年)4月3日の定例会において、田中委員長はこう述べました。「安全基準だと、基準さえ満たせば安全だという誤解を呼ぶ」と。基準を策定する国自身が、『ためにする基準』であることを認めているのです。そもそも、3.11事故の原因も明確になっていない状況で、事故を教訓にした原発稼働の基準など、到底作成できるわけがありません。ですから、どのように考えたところで、「新規制基準」が不十分なものとなることは自明の理であるとさえ言えます。

「新規制基準」は、その名称・内容に変更こそあるものの、国策としての原発を再稼働するための基準そのものなのです。

5 これまでの原発差止訴訟では、原発の安全性の立証は、第1次的には、「国の定める安全基準を充足していることを立証すれば足りる」とされ、最終的に原告側にとてつもなく高い立証責任が課されてきました。

しかし、3.11事故が発生したことによって、国の定める安全基準を充足していることを立証すれば足りるという理論が誤りであったことが明らかになったのです。このことを踏まえると、本訴訟において被告九州電力が同基準に合致することを主張・立証したとしても何の意味もなく、新規制基準とは無関係に、本件原発施設が安全であることが立証されない限り、その稼働は当然差止められるべきです。

6 以上述べましたとおり、新規制基準には多数の問題点があり、『ためにする基準』に過ぎません。そして、ひとたび事故が発生すれば、取り返しのつかない被害が発生します。このような基準では、原発の安全性ひいては国民の人格権は到底担保されないのであり、かかる基準に基づく操業は絶対に認められるべきではありません。

4 避難計画が杜撰であること 稲村 蓉子 弁護士

1 私たちは準備書面22で、現在つくられている原発事故避難計画では原発再稼働は到底認められないことを主張しました。この更新弁論で改めて説明します。

2 そもそも、なぜ、この訴訟で、原発事故時の避難計画が争点となるのか。

それは、新規制基準では原発の過酷事故を防げないからです。福島第一原発事故を経た今、原発に絶対の安全がないことが明らかとなりました。今では国も電力会社も原発に絶対の安全があるとは決して言わず、新規制基準でも、過酷事故が起り得ることが前提とされています。

過酷事故が起きたとき、放出される放射性物質を完全に抑え込む術はなく、残念ながら、周辺住民は逃げるしかありません。逃げるのが、原発事故に対する住民防護の最後の砦となります。逆に言えば、最後の防護手段である避難ができないのであれば、原発事故時に住民を守れないということです。原発事故時の避難計画は、原発施設のハード面に対する安全対策と同等の重要性をもちます。したがって、原発施設のハード面の安全対策が万全でないときに原発稼働が許されないのと同様、避難計画に実効性がなければ原発稼働は許されません。

2013年6月、国は、原発事故時の避難計画を作成するための指針(原子力災害対策指針)を策定しました。現在、この指針に基づき、原発立地自治体、その周辺自治体において避難計画の策定、その計画に基づいた諸施策の実施が進んでいます。しかし、これから述べるとおり、現在つくられている避難計画では住民は安全に避難することができません。

3 現在の避難計画の問題点を考えるにあたって、私たちはどのような物の考え方をすべきでしょうか。

(1) 避難計画を考えるにあたって私たちが何よりも参考にすべきは、机の上でされたシミュレーションなどではなく、実際に生じた福島第一原発事故です。福島第一原発事故で生じた被害を明らかにし、その被害を防ぐにはどのような計画を作成すべきかを逆算して考えなければなりません。

私たちは準備書面22で福島第一原発事故によって生じた被害を、「避難」という観点から詳細に論じました。被害を直視することは、すなわち、「避難」のあり方を考えることだからです。

(2) ここで、ごく簡単に、福島第一原発事故で生じた被害を、事故発生直後、避難生活中、避難生活終了時の段階に分けて述べ、どのような避難計画が必要とされるかを述べます。

ア 事故発生直後、住民は正しい情報もないまま着の身着のまま避難を開始しました。医療関係の書類を持ち出せ

なかったために、後に体調を悪化させる人もいました。避難途中、道路では大渋滞が起り、普段なら20分で行ける道が5時間かかりました。国が場当たりに避難範囲を拡大したため、住民はその度に避難を繰り返さなければならず、福島第一、第二原発に近い町の住民の70%前後が4回以上の避難を強いられました。住民は、この間、精神的にも身体的にも疲れ果て、被ばくしました。福島第一原発から20km圏内にあった病院、介護老人保健施設では、避難途中で、患者や入所者が次々に亡くなりました。国会事故調査委員会によれば、平成23年3月末までに、少なくとも60人の方が亡くなっています。原発事故さえなければ、永らえた命です。

原発事故による混乱は、多くの方々の命を奪いました。

イ 次に、避難生活中に生じた被害を見ます。

福島では、事故からまる4年経っても、多くの方々が避難生活を続けています。福島県からの県外避難者だけをみても、2014年3月時点で約4万7000人が避難しています。原発事故による長期避難生活は、住民に重い負担を課しています。家族は分断され、地域で培われてきたコミュニティも失われました。住民の多くが生業や生きがいを失い、心身の健康も蝕まれています。例えば、双葉町で200年以上農家を営んできた館林てる子さん(78歳)は、事故後、いわき市のアパートに避難しました。てるさんは、事故前までは毎日田畑に出て草取りをしていましたが、避難後、急速に足腰が弱り、一人で階段を上ることすらできなくなりました。

2014年3月末時点で、福島県の震災関連死の死者数は1704名に上ります。この中には、自死した者13名も含まれています。残念ながら、現状では、避難生活が続く限り、この被害は拡大していくのでしょうか。

ウ 帰還する場合にも被害が生じます。

現在、国は、一部地域について、帰還政策をとっています。

しかし、原発事故によって近隣自治体とのあらゆる共存関係が断たれたこと、放射線被ばくへの不安が払拭できないために、帰還は進んでいません。例えば、2012年1月末に帰村宣言を発した川内村は、10歳未満の帰村率が10%程度に過ぎず、高齢化率は事故前の2倍にものぼってしまいました。他の市町村でも同様の事態が生じています。原発事故でコミュニティや人とのつながりはほとんど失われてしまいました。

4 以上述べたとおり、福島第一原発事故の経験からすれば、避難計画は、事故直後に住民を安全に逃がし、混乱による被害を防ぐことはもちろん、長期にわたる避難生活の負担を取り除き、汚染されたふるさとの原状回復を行うものでなければなりません。

しかし、現在つくられている避難計画は、そのようなものになっていません。

例えば、国は、避難範囲を30km圏内に限定していますが、狭すぎます。福島第一原発事故時、国は、250km

圏内の避難まで検討したのですから、避難計画をつくる範囲は250km圏まで想定すべきことは明らかです。福島第一原発事故で実際に避難を余儀なくされた範囲をみても、原発から50km離れた飯館村が汚染され、村民は帰村できなくなりました。現実から目を背け、30km圏内の避難でいいとする国の指針が誤っていることは明らかです。福島第一原発事故時、住民が複数回やみくもに避難させられ、重大な被害が生じたことの教訓が全く生かされていません。

さらに、原発事故は住民に長期避難生活を強いますが、長期避難への対策はほとんど定められておらず、ふるさとの原状回復に不可欠な、放射性廃棄物の処分・管理方法も定められていません。他にも、事故時に被ばくした者への医療の提供についても、体制が不十分であると国会事故調査委員会で指摘されていたのに、解決されていません。

市町村レベルで作成されている避難計画をみても、長期避難計画はもとより、事故直後の避難のレベルでさえ、十分な情報伝達手段が確保できていない、自家用車で確実に避難できる保証がない、高齢者や病者などの要援護者の避難手段が確保できていない、避難受入れ地域となる自治体が受入れのための物資や人員を確保できていない、30km圏外の地域の避難が必要になった際の避難計画がない、など多くの問題を抱えています。

結局のところ、現在の避難計画では、住民は事故直後ですら安全に避難することができません。福島第一原発事故時の被害が再び発生することは明らかです。

5 最後に、現在の避難計画が、国際基準も満たしていないことを述べます。

国際原子力機関IAEAは、原発の安全対策はそれぞれ独立した5層の防護によって行うこと(深層防護)とし、その5層目の防護は、発電所外での緊急時対応を準備しておくこと、すなわち実効性のある避難計画をプラント建設前に策定しておかねばならないとしています。

この国際基準に基づき、アメリカでは、放射能が放出される緊急事故時に十分な防護措置が取られる保証があるとNRC(日本の原子力規制委員会にあたる組織)が判断しなければ、原発の運転許可も建設許可も認められません。実際、アメリカのショーラム原子力発電所は、自治体や住民が同意できる緊急時避難計画を策定できず、商業運転を行う前に廃炉となりました。

安倍首相は「日本の原発の安全基準は世界一」と言いましたが、日本の原発は国際基準すら満たしていないのです。

6 現在の原発避難計画は、長期避難生活から生じる被害どころか、事故直後に生じる被害すらも防ぐことができません。国際基準も満たしません。むしろ加害性をもった計画であるとすらいえます。

住民を放射性物質から守るための防護の砦の1つが崩れている以上、原発の稼働は許されません。

Information

Information

第13回裁判のご案内

◎7月10日(金) 14:00 から
佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合

弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会はメートプラザ佐賀(佐賀勤労者総合福祉センター)で行います。ぜひ、ご参加ください。

第14回裁判のご案内

◎10月9日(金)
佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間、模擬法廷・報告集会の会場は第13回と同じです。

第14陣提訴のご案内

◎6月11日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合

*今回の原告申込み締切 6月5日

「核兵器全面禁止のアピール」署名へのご協力ありがとうございました。カンパもたくさんいただきました。核兵器も原発もいらない!引き続き、がんばりましょう☆

第12回裁判を傍聴して
参加者の感想

2015年4月24日、晴れ、午後0時50分、弁護士会館を徒歩で出発。約200人のデモ。《原発反対!》の幟が晩春の陽光を受け、シユプレヒコールにこめる怒り。佐賀地裁3階第2号法廷へ。静かな空間、2時間待を待つ。原告側は、意見陳述と更新弁論、今春、人事異動のため、裁判官3人のうち2人交代。新しく着任した裁判官は、本裁判記録を一から読み、原告や被告の言い分を頭の中に入れるようだ。膨大な書類の山。原告

らは、裁判官に早く事案の内容を理解してもらうため更新弁論《これまでの主張してきたポイントを口頭で説明》の二つである。被告九州電力代理人の発言で幕は開く。原告の意見陳述①宇都宮健児氏(2010年4月から2年間、日本弁護士連合会会長)②長谷川健一(福島県飯館村酪農家)。陳述のエッセンスは①司法の役割は、三権分立のもとで、憲法が保障する国民・市民の基本的人権を守るといふ観点から、行政と立法をチェックするところにあります。②事故は終わってはいません。私たちはまだ避難し続けているのです。そして、原発を再稼働すれば、

事故はまた必ず起きます。…一つ目は憲法の精神、二つ目は被災者の痛切な心情の陳述。続いて原告弁護士団の更新弁論。内容は①裁判の概要と目的②フクシマの被害を明らかにすることの重要性と本件訴訟における法的位置づけ③新規基準の不合理性④避難計画の不合理性を更新弁論で説明した。被告代理人の自信なさそうな言葉が深く神経を刺激した。裁判傍聴は初めて。「法律従事者は裁判に全思想・全人格」をかける気概が必要だと認識。3時よりメイトプラザにおいて熱い報告があった。

【丹野眞智俊

(原発ゼロ佐賀市の会)

「再稼働ありき」の2030年電源構成比率

原告団長 長谷川 照

4月28日、経産省は2030年の電源構成比率案をとりまとめた。3.11以降4年間沈黙が続いていた政府が、脱原発・再生可能エネルギーを求める世論の大きな高まりをどのように受け止めていたのか。今後の日本のエネルギー政策を展望する上で世界の国々も注目している構成比率案である。

まず原子力の比率を20~22%としている。しかし政府自身が決めたフクシマの教訓の一つ「40年稼働後廃炉の原則」に従えば15年後には原子力の比率は15%程度になる。原発の廃炉延長、新設を目論んでいるとしか思えない比率である。次に再生可能エネルギーの比率は、世論と安倍内閣の間を右顧左眄したと思われ、原子力を僅かに超えているものの、比率達成の施策は全く見えず当面する再稼働を強行するだけの官僚の無責任さが露呈したものになっている。再生可能エネルギーに挑戦する覇気が微塵も見られない。

太陽光や風力は変動性があり電力供給に不安定さがあるとされるが一旦過酷事故が起ると4年間近くも稼働を停止する原発にくらべれば超安定ではないか。この間

の化石燃料の輸入による国富の流失は原発が超不安定な発電施設であったことに起因している。

すでに国民は、経産省の原案から「原子力」を除き「節約」を加えた電源構成比率が現実に可能であることを体験してきた。目標達成の施策の要諦は電力自由化(2016年施行)にある。国策民営電力10社に加えて新たに電力事業に参入する新電力は既に500社を超えている。新電力は再生可能エネルギーなどに適した小規模分散型発電を目指している。今、世界各国で急速に開発されている蓄電池と節電機能をこの小規模分散型発電に合わせたセットを中心に中期展望を策定する絶好の好機である。同時に21世紀最大の課題である温暖化対策もこの中期展望に繰り入れ、世界各国と遜色のないCO₂削減案を作成すべきである。

国策民営を余儀なくされる大規模集中型原発と付随する長大な送電網はもはや20世紀の遺物である。1万人原告「原発なくそう!九州玄海訴訟」現在原告数9,180人。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護士

発行責任者/長谷川 照

発行日/2015年5月20日

事務局/佐賀中央法律事務所

佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3F

Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123

